

庄内町 企業振興条例に基づく支援

町内企業の育成と企業誘致を図るため、製造業等を営む事業者を支援します。

支援  
詳細

企業振興奨励金

上限金額  
固定資産税相当額

工場等を新設、移設又は拡充を行う場合、町民を新たに雇用する等の条件を満たすときに固定資産税相当額を奨励金として2～5年間交付します。

用地取得助成金

上限金額  
4,000万円

庄内町臨空工業団地あまるめの用地を取得した事業者に対し、面積に応じて価格の35%～50%を助成金として交付します。(上限額4,000万円)

雇用促進助成金

上限金額400万円

町指定の工業団地・工業地域・準工業地域において、新設、移設又は拡充し従業員を新たに20人(中小企業者は5人)以上雇用したとき、雇用人数に応じて助成金を交付します。(上限額400万円)

庄内町 臨空工業団地あまるめ

所在地 庄内町家根合字中荒田地内

アクセス 日本海東北自動車道庄内空港I.Cから7km(車で9分)

庄内空港から7.5km(車で10分) (東京から約1時間30分)

必要に応じて、リースや分筆の相談も可能です。お気軽に土地開発公社に(42-0228)お問い合わせください。

分譲地① 3259.43㎡

分譲地② 2029.06㎡

分譲地③ 5824.96㎡

産業立地促進資金(山形県商工業振興資金)

低利融資

本町における企業立地を促進する制度です。必要な資金を県と町が協調して融資することにより工業団地等に立地しようとする方、大規模な立地を行おうとする方等に対して、10億円を限度に**変動利率(年0.7%(令和4年2月末時点))**で融資します。

また、庄内町商工業振興資金利子補給補助金の対象資金としていますので、融資を受けた場合に利子の1/2を3年間以内で補助します。

先端設備等導入制度に係る支援

3年間  
固定資産税1/2

町内の中小企業者が、先端設備等の取得までに「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、その計画に基づき**令和8年3月31日まで**導入した先端設備等について、**固定資産税が3年間「1/2」**になる等の優遇措置を受けることができます。

対象となる設備は機械装置・器具備品などの償却資産、事業用家屋、構築物です。

この他、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」についても認定を受けることが可能です。詳細は商工会や金融機関などの認定支援機関にご相談ください。

庄内町 サテライトオフィス開設支援補助金

上限金額50万円

町内にサテライトオフィスを開設しようとする町外事業者に経費の一部を補助します。(事業費の1/2以内、補助上限50万円)

## 山形県信用保証協会保証料補給金

保証料一部負担

山形県信用保証協会の債務保証に係る事業者の保証料負担を軽減するため、保証料の一部を町が負担しています。

## 庄内町 商工業振興資金利子補給補助金

商工会員限定

3年間 利子補給

町内中小企業者が経営基盤の確立と設備近代化のために、山形県商工業振興資金の内の対象資金について融資を受けた場合、利子の1/2を3年間以内で補助します。

なお、1事業者が認定を受けられるのは、同一年度に1回限りとなります。

実際の融資・資金繰については金融機関、商工会にご相談ください。

<利子補給の対象となる山形県商工業振興資金の資金名>

産業活性化支援資金	地域産業振興特別資金
事業継承・M&A促進資金	脱炭素社会推進資金
開業支援資金	観光振興資金
産業立地促進資金	環境保全促進資金
小規模企業資金(運転資金のみの場合を除く)	経営安定資金
地域経済変動対策資金	災害対策資金

各種支援施策に関するお問合せや申請手続きは、  
庄内町役場商工観光課商工労働係 までお願いします。  
す。

TEL 0 2 3 4 - 4 2 - 0 1 3 8